

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月6日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ウェルシア新座野火止店

所 在 地：新座市野火止六丁目16番13号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- 1 開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更に伴い、通勤・通学時間帯の交通安全に万全を期するとともに、周辺道路のスクールゾーン規制時間帯においては、車両の通行が生じないよう徹底してください。
- 2 当該店舗の開店及び閉店時刻が変更になることから、児童・生徒の登下校時間帯と来客車両及び関係車両が通行する時間帯が重なることが想定されるため、当該店舗の開店及び閉店時刻変更後も児童・生徒が安全に通行できるよう、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- 3 20台以上駐車ができる自動車駐車場（ トラックターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。
- 4 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の30日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の30日前までに届け出てください。
- 5 サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

2 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター